

平成 30 年度 横浜市精神保健福祉審議会 第 1 回 依存症対策検討部会

日時：平成 31 年 1 月 22 日（火）

午後 7 時～午後 9 時（予定）

会場：横浜市開港記念会館 9 号会議室

《次 第》

1 開会

2 健康福祉局障害福祉部長挨拶

3 議題

(1) 部会長及び副部会長の選出（資料 1）

(2) 今後の横浜市の依存症対策について（資料 2・3）

4 その他

【配 付 資 料】

資料 1 横浜市精神保健福祉審議会条例・運営要領

資料 2 依存症対策検討部会での検討事項

資料 3 依存症対策検討部会での検討事項・論点

松崎委員提供資料 久里浜医療センター概要 等

平成 30 年度 横浜市精神保健福祉審議会 依存症対策検討部会

委員名簿

(委員種別ごとに五十音順)

	委員氏名	役職
審議会委員	いとう ひでゆき 伊東 秀幸	田園調布学園大学 副学長
審議会委員	はせがわ よしお 長谷川 吉生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
臨時委員	こばやし おうじ 小林 桜児	神奈川県立精神医療センター医療局長
臨時委員	まつざき たかのぶ 松崎 尊信	国立病院機構 久里浜医療センター 医長
臨時委員	まつした としこ 松下 年子	横浜市立大学 看護学科教授

事務局名簿

	委員氏名
本吉 究	健康福祉局 障害福祉部長
白川 教人	担当理事（こころの健康相談センター長）
榎本 良平	障害企画課 精神保健福祉推進担当課長 （こころの健康相談センター担当課長兼務）
岩田 純子	障害企画課 依存症等対策担当係長
新海 隆生	こころの健康相談センター相談援助係長

○横浜市精神保健福祉審議会条例

平成 8 年 3 月 28 日

条例第 12 号

横浜市精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 8・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関係のある者のうちから市長が任命する。

(平 18 条例 8・追加)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(平 18 条例 8・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 8・旧第 2 条繰下)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 18 条例 8・旧第 3 条繰下)

(分科会)

第 6 条 審議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平 23 条例 50・追加)

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(平 18 条例 8・旧第 5 条繰下、平 23 条例 50・旧第 6 条繰下)

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平 18 条例 8・旧第 6 条繰下、平 23 条例 50・旧第 7 条繰下)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正、平 18 条例 8・旧第 7 条繰下、平 23 条例 50・旧第 8 条繰下)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・旧第 8 条繰下、平 23 条例 50・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)
附 則(平成 18 年 2 月条例第 8 号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 10 条第 3 項の規定により横浜市精神保健福祉審議会の委員(以下「委員」という。)に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により任命された委員とみなす。
- 3 施行日において、委員に任命されている者に係る任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 平成 25 年 4 月 15 日健障企第 726 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成 8 年 3 月横浜市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事日程）

第 2 条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第 3 条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第 4 条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第 5 条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するとき、その旨を宣告するものとする。

（会議録）

第 6 条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

（1）開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時

（2）出席委員及び欠席委員の氏名

（3）議事日程等

（4）議案に関する議事及び議決の状況

（5）議案及び関係資料

（6）その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで 1 か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとする。ことができる。

（分科会）

第 7 条 条例第 6 条の規定に基づき設置する分科会に副分科会長を置くことができる。副

分科会長は分科会の委員の互選により定める。

- 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 条例第6条第2項により会長が指名する分科会の委員には、条例第2条第2項第2号に規定する者のうちから、分科会に必要な精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条に定める精神保健指定医の資格を有するものを含めることが望ましい。
- 4 分科会には、分科会委員のほかに外部委員を置くことができる。

(分科会の開催)

第8条 条例第6条第3項の規定に基づき選ばれた分科会長は、分科会の会務を総括する。

- 2 分科会の議事は、分科会の議決をもって決する。
- 3 分科会の議事内容は、分科会長が障害企画課長に報告する。また、障害企画課長は、分科会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(部会)

第9条 条例第7条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置くことができる。副部会長は部会の委員の互選により定める。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(部会の開催)

第10条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会の議事内容は、部会長が障害企画課長に報告する。また、障害企画課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

第11条 審議会の会議は、公開とする。

- 2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。
- 3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

第12条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第13条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第14条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第15条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第16条 条例第8条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉部長が行う。

(庶務)

第17条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

(委任)

第18条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会、分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの会の議決を経て、それぞれの長が定める。

附 則

1 この要領は、平成8年4月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成12年11月29日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成15年3月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年4月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

依存症対策検討部会での検討事項

1 設置趣旨

ギャンブル等依存症対策基本法が成立し、アルコール健康障害対策基本法や、依存症対策の相談支援や医療体制の方向性を国が示した依存症総合対策支援事業などを踏まえた対策の強化が求められています。

本市でも、平成30年10月に確定した中期4か年計画の主な施策にも「依存症対策」を掲げ、身近な場所での相談の強化に向けた「依存症相談拠点」の設置を打ち出しています。

こうした状況を踏まえ、今後の本市の依存症相談拠点をこころの健康相談センターへ設置するにあたり、民間団体や関係機関との十分な連携体制の構築や依存症当事者支援に向けて新たに推進すべき対策などについて検討を進めるため、横浜市精神保健福祉審議会の下部組織として、本部会を設置したものです。

2 本部会で検討内容

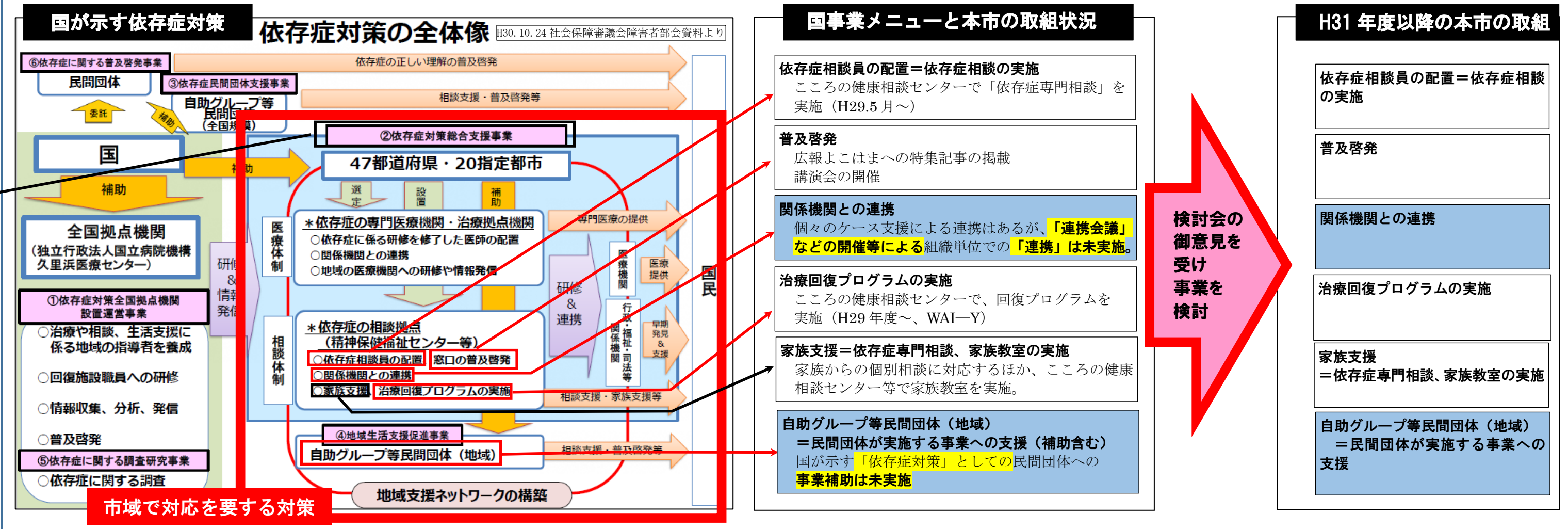
全国的な依存症者の実態が把握しにくい中、法整備・依存症対策総合支援事業など国の動きに対応するとともに、本市の状況を踏まえ、横浜型の対策を構築する必要があります。

この推進に向けた土台として、依存症相談拠点を「こころの健康相談センター（横浜市精神保健福祉センター）」に設置するにあたり、この拠点として必要な機能や事業について検討します。

検討部会の論点

横浜市の「依存症相談拠点」として新たな取組に向けむけて検討すべき課題

- 横浜市の依存症者に対する医療と回復支援の現状について
- 回復支援に向けた民間団体との連携、その現状



今後、実施に向けた検討が必要な国・依存症対策総合支援事業要綱での各事業内容（各国要綱より抜粋）

依存症相談拠点
アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する相談の拠点設けるに当たっては、次の点に留意すること。
(ア) 関係機関と連携し対応するため、依存症相談員を配置すること。
(イ) アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の依存症関連問題に関する相談窓口であることを明示し、周知すること。
(ウ) 民間団体を含む関係機関と十分な連携をとる体制ができていないこと。

連携会議
目的：依存症患者等に対する包括的な支援の実施に向けた
①関係団体の密接な連携
②地域における依存症に関する情報や課題の共有
③研修計画の調整等
参加者：行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関
開催主体：都道府県等が指定する機関（精神保健福祉センター等）

民間団体支援
目的：当事者が健康的な生活を営むことができるよう、その改善に取り組む民間団体の活動を支援する。
対象：当事者やその家族により構成され、代表者を決めていない共同体も含む。
事業内容：ミーティング活動・情報提供・普及啓発活動・相談活動

横浜市の「依存症相談拠点」として新たな取組に向け検討すべき課題
横浜市の依存症者に対する医療と回復支援の現状について

○横浜市の依存症者推計数（国推計値を基にした、本市の依存症者数（推計値））

アルコール	全国	109万人	横浜市	2.4万人	（平成24年人口数で換算）
薬物	全国	189万人	横浜市	5.7万人	（平成27年人口数×2.4%）
ギャンブル	全国	71万人	横浜市	2.1万人	（平成29年人口数×0.8%）

※過去1年間にギャンブル等依存が疑われる人

○近年の依存症患者数の推移（平成28年度） ※平成28年度精神保健福祉資料(国立精研センター)より

アルコール	全国(外来)	95,579人(入院) 25,606人	横浜市(外来)	3,088人(入院) 348人
薬物	全国(外来)	6,458人(入院) 1,431人	横浜市(外来)	365人(入院) ※26~44人
ギャンブル	全国(外来)	2,929人(入院) 261人	横浜市(外来)	※417~426人(入院) ※0~27人

※マークの人数は10人未満を含む合算値

○横浜市内の回復施設利用者数（平成29年2月～平成30年1月集計）
 12施設（地域活動支援センター：7施設、福祉サービス事業所：5施設） 利用者実人数 311人

横浜市の依存症者の状況の把握における課題

依存症者数	○依存症者数は、国においても推計値しか示されていない。 ○病気の特性からも、実数が把握しにくい。
施設利用者数（支援者数）	○依存症支援を掲げる回復施設の多くは、概ねの利用者数は把握できる。施設によっては「利用者の減少」を感じている所もある。 ○生活支援センターやケアプラザなどの施設でも、利用者の中で依存状態による支援の困難な利用者の話を聞くこともあるが、市全体としての把握はできていない。
医療機関	○国統計などから、精神科の依存症の受診者数は把握できるようになってきているが、「その人数＝治療を要する人の全数」とは、言い切れない。
その他	○依存症者の実態が把握できていないことから、依存症に至った経路が見えず、的を絞った普及啓発やアプローチがしにくい。

横浜市の「依存症相談拠点」として新たに取組に向け検討すべき課題
回復支援に向けた民間団体との連携、その現状

○民間(回復支援団体)の状況

○回復支援施設の運営
 平成28年度調査時点では、**市内の回復支援団体は10団体**。その後も、市内へ事務所を新設する団体があるなど、現時点でも市内の回復施設は増えていく傾向にある。
 市内の回復施設を持つ10団体のうち、8団体は、（横浜市地域活動支援センター精神障害者地域作業所型運営費等補助金）など障害支援に関する本市補助金等を活用し、施設運営にあたっている。

○回復民間団体(回復支援団体や自助グループ、家族会等)での普及啓発等の活動状況
 平成29年度で、市内で活動する時点では、回復支援団体や自助グループ、家族会等が開催した講演会や研修会、イベントなどの普及啓発等の活動は、年度内で計45件が確認されている。
 【普及啓発等の開催内容の内訳】

	回復支援団体	自助グループ	家族会	その他
講演会・研修会・勉強会	28回	9回	6回	1回
イベント	—	—	—	1回
計	28回	9回	6回	2回

※回復支援団体が連携して開催する勉強会なども含む

支援項目	民間団体（回復施設・自助グループ）	行政	今後の方策
ミーティング活動	○朝から夜まで、様々な時間や場所で開催しており、回復者がそれぞれの生活スタイルに合わせた参加が可能	○ミーティングのみの開催は行っていない	
情報提供	○回復者が経験による情報提供ができる ○経験した情報が中心となる場合がある	○様々な支援制度情報の提供が可能	
普及啓発	○リカバリーパレードなど、自由な発想のPRが可能 ○各団体の知識や考え方が反映される場合がある	○公的な情報として信頼度が高い	
相談	○経験に基づき相談者に寄り添った相談ができる	○公的機関が対応するため安心感がある	

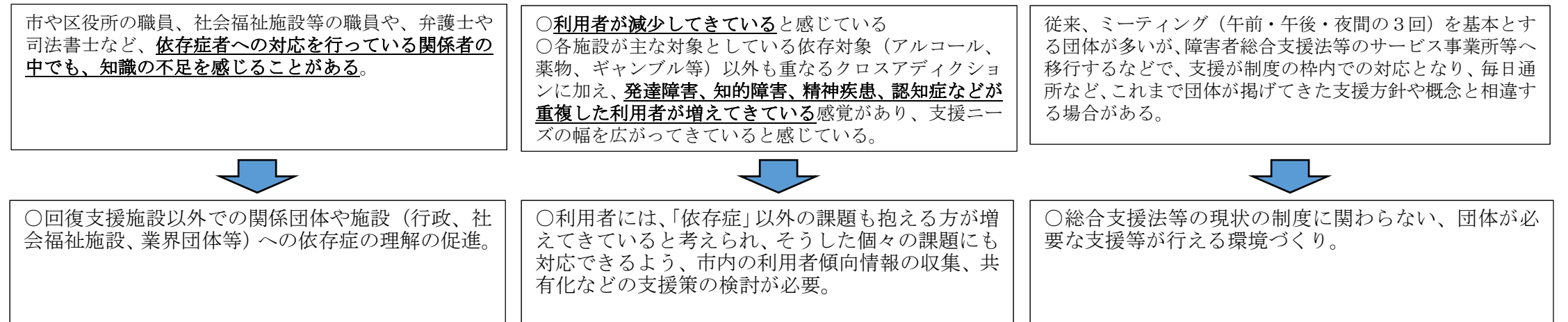
こころの健康相談センター **依存症専門相談の傾向**

■相談者の傾向
 多くが家族だが、ギャンブル等は本人からも見られるインターネットの掲載情報で相談に繋がる団体や医療機関から紹介されることは少ない

■支援の繋ぎ先
 約半数が面接の継続による課題の整理を進めているここセンの回復プログラムへの参加一部、医療機関や自助グループを紹介

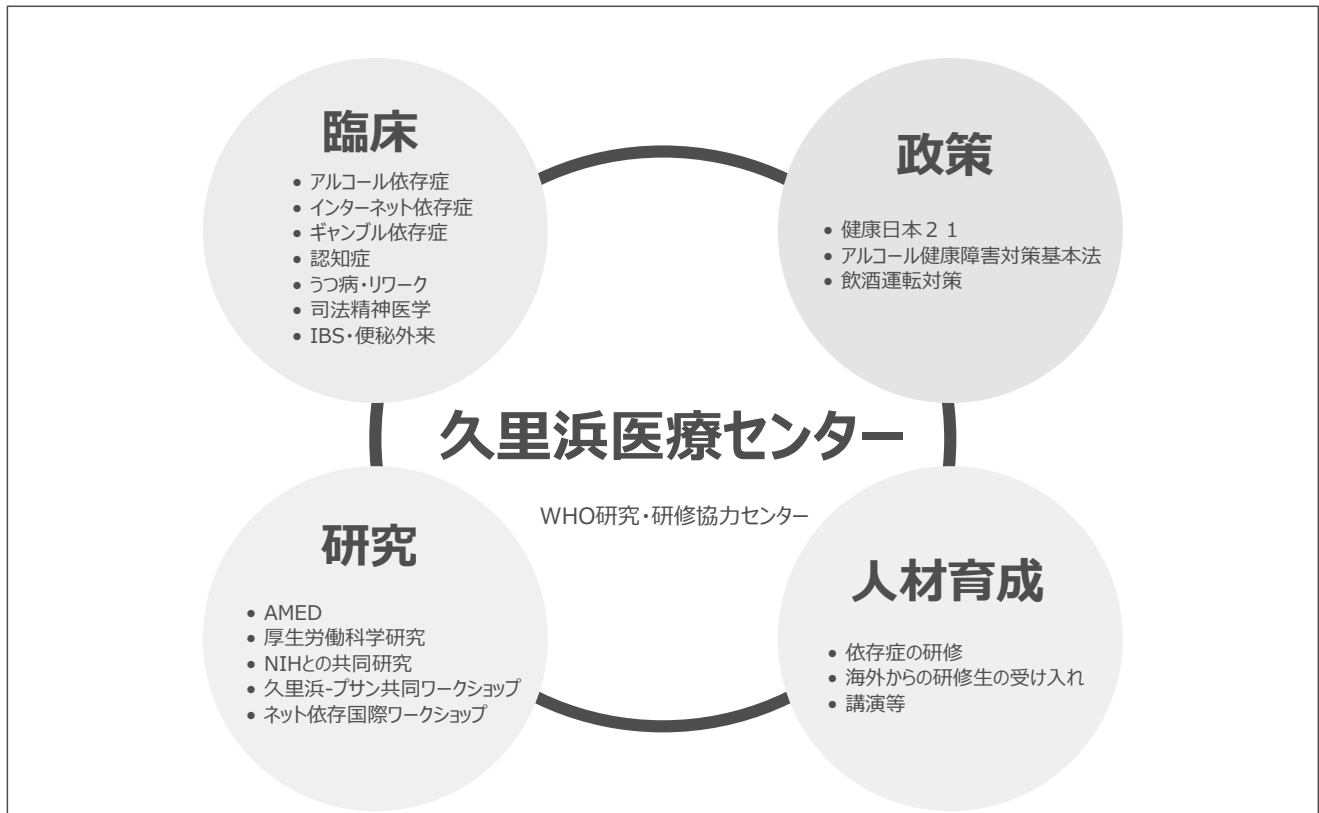
【ここセンの依存症専門相談の状況】
 ○入口としての役割が中心。今後は、相談者を適切な支援に繋げるための仕組み・連携方法の構築が必要。

回復施設へのヒアリング（まとめ）



久里浜医療センター概要

1941年 横須賀海軍野比分院として創立
1963年 アルコール専門病棟設置
1989年 WHOアルコール関連問題研究・研修協力センターに指定
2004年 独立行政法人国立病院機構
2006年 医療観察法に基づく指定医療機関に指定
2011年 インターネット依存専門診療を開始
2013年 キャンブル依存専門診療を開始



神奈川県回復支援施設

- 1 一般社団法人 相模原ダルク
- 2 地域活動支援センター 川崎マック
- 3 NPO法人 アルコールケアセンターたんぼぼ
- 4 GAYA（我舎）横須賀
- 5 第2アルク生活訓練センター
- 6 第2アルク地域活動支援センター
- 7 日本ダルク本部 神奈川
- 8 横浜マック・デイケア・センター
- 9 第1アルク・デイケア・センター松影
- 10 指定障害サービス事業者自立訓練（生活訓練）事業所 RDP横浜
- 11 アルク・ハマポート作業所
- 12 横浜ダルク・ケア・センター
- 13 横浜市地域活動支援センター B B
- 14 川崎ダルクデイケアセンター
- 15 横浜市中心中央浩生館
- 16 特定非営利活動法人ヌジュミ
- 17 アルク翁

アルコール健康障害対策推進基本計画の概要

参考

基本理念

- 発生・進行・再発の各段階での防止対策／当事者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援
- アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携への配慮

基本的な方向性

- 正しい知識の普及 及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- 医療における質の向上と連携の促進
- アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

基本計画で取り組むべき重点課題

(計画対象期間：平成28年度から平成32年度まで)

- 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

- (1)特に配慮を要する者に対する教育・啓発
※未成年者、妊産婦、若い世代
- (2)アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発

- アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

- (1)アルコール健康障害への早期介入
- (2)地域における相談拠点の明確化
- (3)アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の推進
- (4)アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備

基本的施策

- ①教育の振興等
- ②不適切な飲酒の誘引の防止
- ③健康診断及び保健指導
- ④アルコール健康障害に係る医療の充実等
- ⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

- ⑥相談支援等
- ⑦社会復帰の支援
- ⑧民間団体の活動に対する支援
- ⑨人材の確保等
- ⑩調査研究の推進等

その他推進体制等

関連施策との有機的な連携

都道府県における都道府県推進計画の策定

基本計画策定後3年以内に、厚生労働省に移管

実態把握とともに次期に向け数値目標の設定について検討

アルコール健康障害対策推進基本計画（第1期：平成28年度～平成32年度）における重点課題について

参考

重点課題	数値目標	平成28年度までの対応	平成29年度の対応状況
重点課題1. 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 (取り組むべき施策) ○国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携して、アルコール依存症について啓発活動を実施する 等 (目標値は健康日本21(第2次)に準拠)	①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少 (目標値) 男性：13.0% 女性：6.4% ②未成年者の飲酒をなくす ③妊娠中の飲酒をなくす	基本計画（第1期）に定める数値目標を達成するため、普及啓発・フォーラム等を開催。 (現状の数値) 男性：14.7% 女性：8.9% (H29年) 中学3年生 (H26年) 男子 7.2%/女子 5.2% 高校3年生 (H26年) 男子 13.7%/女子 10.9% 4.3% (H25年)	以下、普及啓発フォーラム等を実施。 (厚生労働省) ・ アルコール関連問題啓発フォーラム 11月12日主催によるフォーラムを開催。その他、5府県との共催にてフォーラムを開催。 ・ 依存症の理解を深めるためのシンポジウム 1月28日文部科学省との共催によるシンポジウムを開催。 ・ たばこ・アルコール対策担当者講習会 3月19日に担当者講習会を開催。 (文部科学省) ・ 薬物乱用防止・飲酒等教育シンポジウム 10月17日薬物乱用防止・飲酒等教育シンポジウム宮城大会を開催。
重点課題2. アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 (取り組むべき施策) ○地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備を促進 ○地域における相談拠点を明確化した上で、関係機関の連携体制を構築 等	④地域における相談拠点 ⑤アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関 が、それぞれ全ての都道府県1箇所以上定められること ※依存症専門医療機関の選定基準及び依存症相談拠点の設置に係る留意点を平成29年6月13日付障害保健福祉部長通知にて都道府県等に対して、通知。	保健所・精神保健福祉センターの相談員の配置。 相談拠点（依存症相談員配置） 0人（平成28年度） 平成26年度から平成28年度までモデル事業として以下の事業を実施。 5箇所（平成28年度） 1) 依存症治療拠点機関設置運営事業（都道府県分） (平成28年度予算額：8百万円) 2) 依存症治療拠点機関設置運営事業（全国拠点機関分） (平成28年度予算額：3百万円) (事業内容) 「依存症治療拠点機関」として、5府県に指定し、全国拠点機関として、「国立病院機構久里浜医療センター」を指定し、実施。	(現状の数値：平成30年2月9日現在) 依存症相談拠点の設置（依存症の専門員配置）状況（アルコール健康障害） 6府県 依存症専門医療機関の選定状況（アルコール健康障害） 2府県 地域の支援体制づくりのための構築として以下の事業を実施。 1) 依存症対策総合支援事業 (平成29年度予算額：449百万円) (事業内容) 都道府県・指定都市において、依存症専門相談支援等を実施。 2) 依存症対策全国拠点機関設置運営事業 (平成29年度予算額：60百万円) (事業内容) 全国拠点機関として、「国立病院機構久里浜医療センター」を指定し、2月28日～3月2日に依存症相談・治療対応指導者養成研修等を実施。